

令和8年度 未来を拓く私立学校キャリア教育サポート事業 (私立学校理工系教育パワーアップ支援事業) 委託業務仕様書

1 業務の名称

令和8年度 未来を拓く私立学校キャリア教育サポート事業
(私立学校理工系教育パワーアップ支援事業) 委託業務

2 業務の目的

理工系人材の活躍を推進するため、県内私立学校生徒を中心に理工系分野への興味・関心を高める機会を提供するとともに、理工系人材の育成に係る特色ある教育の実施を目的とする学校と企業や大学等のネットワークづくり等を推進する。

3 業務の内容

(1) 事業の説明会の実施

本事業に関する説明会を私立中学・高等学校向けに行い、理工系分野への興味・関心を高める機会を提供する。

(ア) 対象者

私立中学・高校の教職員

(イ) 日時

令和8年4月14日(火) PM予定

(ウ) 開催場所

県庁舎会議室または受託者の指定する場所

(エ) 開催方法

参集形式

(オ) 内容

- i 事業に関する内容を詳細に説明すること。
- ii 使用する資料の準備に関すること。
- iii 事業に関する学校からの質問に対応すること。
- iv 会場の準備、後片付けに関すること。
- v 使用する機器の準備、後片付けに関すること。

(カ) 業務の詳細及び補足説明

- ・ 文理選択の迷いや将来に不安がある生徒に対して、理工系への知識を深めてもらう事業であることの資料を作成し、説明を行うこと。
- ・ 会場使用料等実施に係る経費はすべて委託料に含まれる。
- ・ 会場内にスタッフを配置し、参加者の会場への入館から退館までの受付、誘導、会場内アナウンス等、運営全般及を県と共に行うこと。

(2) 中高生が理工系に興味を持つ機会の醸成に係る取組

ア 0-Like 講演会

本事業では、理工系選択者の裾野拡大のため、県が別に提示する各私立高校等において、生徒及び教員に対して、特別講師や理工系社員の体験発表などの講演会を実施する。

(ア) 対象者

- ① 私立高校生徒（私立中学生も参加可能） ② 教員 等

(イ) 開催回数 5校程度

(ウ) 開催時期 随時（対象学年や学科に応じ適切な時期に開催すること）

(エ) 開催場所 各私立学校等

(オ) 内容

- i 生徒が理工系分野への興味・関心を高められる講演会の内容の設定に関すること。
- ii 開催日時や会場、講師、学校等、関係者との調整に関すること。
- iii 講師の手配、参加者のとりまとめ、調整、各種フォローに関すること。
- iv 当日の進行に関すること。
- v お茶の手配に関すること。
- vi 会場の準備、後片付けに関すること。
- vii 使用する機器の準備、後片付けに関すること。
- viii 参加者へのアンケートや意見収集に関すること。

(カ) 業務の詳細及び補足説明

- ・ 文理選択の迷いや、将来に不安がある生徒に対して、理工系への知識を深めてもらい、進学や就職への悩みを解消することで、理工系選択を後押しする内容にすること。このために、実際に社会で活躍している理工系社員等を講師とする等、効果的な講演内容とすること。
- ・ 講演会を踏まえ、参加者が感じたことや、将来に向けてどのように取り組んでいきたいか等を把握するため、アンケートの実施、集約を実施すること。
- ・ 会場使用料等実施に係る経費はすべて委託料に含まれる。
- ・ 学校関係者や講師、関係機関と調整し、開催日時や会場、内容等について設定すること。
- ・ 会場内にスタッフを配置し、講師及び参加者の会場への入館から退館までの受付、誘導、会場内アナウンス等、運営全般及び進行を行うこと。また、状況に応じた運営方法を講じること。
- ・ 非常時に対処できるよう、必要な態勢を構築しておくこと。

イ 理工系への興味関心を高めるイベントの開催

理工系に興味がある私立中学校や高校の生徒等による理工系の活動紹介を広く行い、私立中学校や高校への興味関心を高めるとともに、理工系企業等による体験ブース等において私立中学校や高等学校生徒及び保護者等が理工系企業や大学に関わる方々と交流する機会を創出する。

(ア) 対象者

対象者は私立中学校や高校の生徒及び保護者等とする

(イ) 開催回数 1回

(ウ) 開催時期 9月から11月頃（文理選択前）の休日等

(エ) 開催場所 大分県内のイベント会場

(オ) 内 容

- i 生徒が理工系分野への興味・関心を高められる内容の設定に関する事。
- ii 開催日時や会場、講師、参加者等、関係者との調整に関する事。
- iii 講師の手配、参加者の募集、調整、各種フォローに関する事。
- iv 当日の進行・運営・音響に関する事。
- v お茶の手配に関する事。
- vi 事前の準備、宣伝（私立学校の生徒等への宣伝を含む）に関する事。
- vii 会場の準備、後片付けに関する事。
- viii 使用する機器の準備、後片付けに関する事。
- ix 参加者へのアンケートや意見収集に関する事。

(カ) 業務の詳細及び補足説明

- ・ 理工系企業やロールモデルとなる講師と連携し、理工系分野への興味関心を高め、進学や就職への悩みを解消に資するイベントを開催すること。また、より多くの生徒及び保護者等が参加できるよう既存イベントとの連携を視野に入れた開催とすること。
- ・ 私立中学校や高校の生徒が理工系分野に係る体験ブースを設置運営するなど、生徒の知見の向上や私立中学校・高校の魅力発信の機会に活用できる内容とすること。
- ・ 会場使用料、保険料等実施に係る経費はすべて委託料に含まれる。
- ・ 学校関係者や講師、関係機関と調整し、開催日時や会場、内容等について設定すること。
- ・ 参加者の募集は、県や関係機関と連携・調整し行うこと。
- ・ 動画やSNSの活用など効果的なPRを一般の参加者のみならず、私立学校の生徒等へも行うこと。
- ・ 活動の様子をSNSにて投稿すること。
- ・ 会場内にスタッフを配置し、講師及び参加者の会場への入館から退館までの受付、誘導、会場内アナウンス等、運営全般及び進行を行うこと。
- ・ 非常時に対処できるよう、必要な態勢を構築しておくこと。

ウ SNSの管理・運営

本事業では、県内私立高校生が所属する学校での理工系に関する活動紹介や理工系企業、大学等を高校生の視点で取材投稿する等により、私立中学生・高校生の理工系分野への興味関心を高めることを目的にSNSを運用する。

(ア) 対象者 県内の中高生 等

(イ) 対象校数 5校程度

(ウ) 実施時期 通年

(エ) 内 容

- i 生徒が理工系分野への興味・関心を高められる発信の内容の設定に関する事。
（県外企業や大学等の紹介を含む）
- ii SNSのアカウント開設、投稿代行に関する事。

- iii 理工系人材の取材及び投稿用記事の作成に関すること。
- iv 取材先の企業や専修学校・大学の手配等、関係者との調整に関すること。
- v 宣伝に関すること。
- vi フォロワーからの相談に関すること。
- VII 取材等を行う私立高校生の取材や投稿用記事の作成支援に関すること。
(県外企業や大学等への取材支援を含む)

(オ) 業務の詳細及び補足説明

- ・ 文理選択の迷いや、将来に不安がある生徒に対して、理工系への知識を深めてもらい、進学や就職への悩みを解消することで、理工系選択を後押しする内容にすること。また、私立高校生による取材や投稿用記事の作成支援を行い、中高生の興味を惹く内容とすること。
- ・ 私立高校生による取材に対する支援を行うこと。(受託者が直接取材する場合もある。)
- ・ 月2回程度の投稿をすること。
- ・ 取材先企業、関係機関と調整し、投稿内容等を集約すること。
- ・ 宣伝は、県や関係機関と連携・調整し行うこと。
- ・ 講演会の様子やイベント等、本事業で行われる活動の様子をSNSにて投稿すること。
- ・ 中高生からのDMを集約し、適宜県に提出すること。

(3) 私立学校における特色ある理工系人材育成教育の推進

県内私立学校における理工系人材育成に係る特色ある教育を推進するため、連携協力する企業や専修学校および大学を開拓し、ネットワークを構築する。

ア 実施概要

(ア) 対象 理工系企業・専修学校および大学(県内外を問わず)

(イ) 実施時期 通年

(ウ) 内容

- i 県内私立学校における特色ある教育の推進に向けた、企業や大学等との連携に資するネットワークづくりに関すること。
- ii 協力企業や大学等が行うことができる連携内容やニーズの整理に関すること。
- iii 県内私立学校と協力企業・団体等のマッチングに関すること。

イ 業務の詳細及び補足説明

- ・ 県内私立学校が特色ある理工系に係る授業を実施する際に、理工系企業や団体等と連携することを目指し、連携可能な企業や団体等を開拓する。
- ・ 開拓した企業・団体等がどのような連携が可能なのか等を体系化するとともに、県内私立学校のニーズを体系化し、マッチングを推進する。
- ・ 上記取組みを通じて、県内私立学校が特定の理工系企業・大学等連携し、理工系人材育成に係る特色ある教育を実施することを通じ、学校の魅力増進に資する取組みを推進する。

(4) (1)～(2)に付随する業務

- ① 委託業務にかかる経理に関すること。
- ② 委託業務の進捗状況を必要に応じて報告すること。
- ③ 前各号に定めるもののほか、事業実施に関し、県の指示すること。
- ④ その他、事業の運営に関して必要なこと。

(5) (1)～(2)の進め方

事業の実施にあたり、適宜県と協議を行い実施すること。

(6) 報告書の作成

本業務完了後、上記(1)～(3)の実績、アンケート結果の分析、考察等を整理した報告書を作成すること。

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

5 注意事項

- (1) 本業務の遂行に関し、担当者を定め、県や関係機関と緊密に連携を取りながら準備を進めること。また、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。
- (2) 本業務の遂行にあたり、疑義等が生じた場合は、必要に応じて県と協議の上、変更及び決定をすること。
- (3) 事業効果を高めることを目的に、当該仕様以外の内容を付加することは、差し支えない。
- (4) 委託契約期間終了後も、本催事にかかる照会、報告等があった場合は、県への的確に連絡するなど誠実な対応を行うこと。
- (5) 受託事業の実施に伴う制作物の著作権は、県に帰属する。